**1　地域福祉協働**

　　　　**１－１　法人運営事業**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事 業 名 | 事業の目的 | 事業の方法 | 事業の目標 |
| 法人の適正な運営 | 社会福祉法に基づき社会福祉協議会の運営が適正に行えるよう、また地域福祉を一緒に推進していくため理事会・評議員会を開催します。 | 1. 理事会　年4回～5回開催します。
2. 評議員会　年3回～4回開催します。
 | 理事・評議員と適正な社協運営を行い、理事・評議員の母体団体等と協力し社協活動が地域に根付くように活動します。 |
| 社会福祉法第82条に基づき、第三者委員会を設置し、苦情等に対応します。当社協が提供する福祉サービスへの苦情を適切に解決し、サービス利用者の満足度を高め、サービス提供者としての信頼及び適正化を確保します。 | 1. 苦情担当者が苦情を受け付けます。
2. 苦情を書面にて記録します。
3. 第三者委員会へ苦情の状況を報告します。
4. 苦情申立人が希望する時は第三者委員の立ち合いをお願いします。
 | 社協の福祉サービスを利用する利用者の満足度を高めるとともに社会福祉法人としての公益性を高めます。 |
| 例規集等の確認・見直し | 制度や事業の変更に適合している例規集を整えます。 | 1. 制度の改正等の際は、説明会や研修に参加し、例規集の整合を図ります。
2. 事業が変更になった時は各係で確認し、適宜見直します。
 | 社会福祉法人として、根拠法令等に基づく適正な事業運営を行います。 |
| 適正な経理事務・財産管理の遂行 | 会計基準に基づく経理事務を行い、適正な財産管理を行います。 | 1. 常に業務が法令等に適合しているか、確認しながら進めます。
2. 会計システムの有効活用を図ります。
3. 顧問税理士に確認してもらいながら、適正な会計処理を行います。
 | 1. 社会福祉法人会計に基づいた経理事務・財産管理を行い、安定した経営を行います。
2. 会計システムを活用し、会計処理の効率化と職員への見える化を図ります。
3. 会計処理のマニュアルを作成し、適宜更新します。
 |
| 職員勤怠 | ①給与等の計算や源泉徴収等の業務を適正に行います。②職員の勤務管理を行います。 | 1. 毎月の給与計算や税金の支払い等正確に行います。
2. 育児休暇等、提出が必要な書類を適正に作成します。
3. タイムカード、休暇届、超勤命令簿などの適正管理をします。
 | 職員が安心して業務ができるよう社協規程に基づく適正な給与計算・勤怠に関する書類等を作成するとともに、職員の勤務状況の把握に努めます。 |
| 福利厚生事業 | 職員が心身の健康を維持し、日々の業務が遂行できるようにします。また、働きやすい職場づくりに取り組みます。 | 1. 年１回健康診断を行います。
2. 感染予防のため、インフルエンザ予防注射等を実施します。
3. 職員のメンタルヘルスに注意します。
 | 1. 職員の心身の健康保持に努めます。
2. 感染症による二次感染から利用者を守ります。
3. メンタルヘルスが保てるよう環境を整えます。
 |
| 新型コロナウイルス感染対策 | 市民及び職員の安全確保のため、新型コロナウイルス感染防止対策を強化します。 | 1. 施設内の消毒等を徹底し、接触感染を防止します。
2. 職員の健康管理を行い、他の職員や利用者への二次感染を防止します。
3. 職員が感染した場合を想定し、業務遂行マニュアルを状況に応じ更新します。
 | ①定期的に施設内の換気を行い、空中感染を防止します。②毎日、施設内の消毒を行い、接触感染を防止します。③全職員の健康状態を毎日確認します。④職員が感染した場合を想定し策定した業務遂行マニュアルについて、市や保健所等の方針に準じて更新します。 |
| 人材育成 | 職員が意欲をもって勤務できる職場環境を整えます。 | 1. 専門職としての研修等に計画的に参加できるようにします。
2. 職員との面談を行いながら、適正な配置を行います。
3. 職員が業務に意欲を持ち、力を発揮できるような成績評定を行います。
4. 発展強化計画推進委員会、研修委員会、人材戦略委員会、親睦会の事務局を担い、職員間の活発な意見交換を促します。
 | 職員のスキルアップと仕事への意欲向上を図ります。 |
| ブロック社協活動 | 佐久ブロック内の社協と共同し、共に研鑽する機会の確保や情報共有を行います。 | 1. 佐久ブロック監事社協として監査を実施し、適正な事務処理が行われているか確認します。
2. 職員連絡協議会当番理事として県の主催する理事会に出席します。
 | 佐久ブロックで行われるフォーラムや職員研修の窓口となり、佐久地域の社協職員と交流する機会や学ぶ機会を確保します。 |
| 心配ごと相談 | 心配ごと相談に応じ、市民の福祉の向上を図ります。 | ① さまざまな相談内容に応じ　 て関係機関と連携支援して　 いきます。② 交通・災害遺児への見舞金　を申請し対応していきます | 生活相談に対応し、関係機関との連携を図り支援していきます。 |
| 日常生活自立支援事業 | 認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等で判断能力が不十分な人に対して、福祉サービスの利用援助等を行う事により、地域での生活が送れるように権利擁護での支援を行います。 | ① 福祉サービス利用援助や、金銭管理を通し、安定した生活が継続できるように支援していきます。② 基幹社協として管内社協と連携を図りながら、ガイドラインに沿って生活再建ができるように支援していきます。 | 1. 生活相談に対応し、関係機関との連携を通して相談体制の充実を図り、利用者が安定して生活できている状態を維持します。
2. 基幹社協、管内社協（立科町）とともに金銭管理、運営チェック事業機能を強化します。

③ 事業を通して関係機関と共有しながら安心して生活できる地域つくりをすすめていきます。 |
| 福祉有償運送サービス事業 | 通常、バスやタクシー等の公共交通機関を利用する事が困難な介護保険申請者及び障がい者手帳受給者等の外出の利便を図り、社会参加の促進を図ります。 | 講習会等受講した有資格者が指定の車両で社会参加の支援を行います。 | 市や地域、関係機関と連携しながら支援の展開を行います。 |
| 地域福祉活動のコーディネート | 区や地域のささえ合い活動を支援し、「誰も孤立させない区」を目指します。 | 社協職員を地域福祉推進員として市内8地区に配置し、区及び地区会議等に参加して相談支援を行います。 | ①毎月開催される民生・児童委員会地区会に参加し、情報収集を行うとともに必要な相談支援を行います。②各区等で開催される会議に生活支援コーディネーターと連携して必要に応じて出席し、ささえ合いの体制を推進します。 |
| 介護予防人材育成事業（ささえ愛サポーター） | 高齢者が地域の中で生きがいや役割をもって生活ができるような、居場所と出番づくりを実現させるため、地域で介護予防活動を実践するボランティアの育成及び支援を行い、在宅高齢者の福祉の増進を図ります。 | ①介護予防地区指導者養成研修を開催します。②介護予防地区指導者の活動を支援し、連絡会の運営を行います。 | ①養成研修を年10回開催し、地域における介護予防教室等の運営の担い手を育成します。②地区指導者同士の連携や情報交換を行う場として連絡会を運営し、継続的な資質向上を図ります。 |
| ひとり暮らし高齢者あんしんコール事業 | 高齢者の安否確認及び孤独感の解消を図り、在宅高齢者の福祉の増進を図ります。 | ①民生委員と連携し、市内に在住する一人暮らし高齢者の内、希望者に対し安否確認を電話にて行います。②概ね75歳以上のひとり暮らし高齢者に1人あたり年5通を目安にハガキを送付します。 | ひとり暮らしの高齢者の安否確認ができ、孤独感が軽減されるように努めます。 |
| 長野県共同募金会小諸市共同募金委員会事務局 | 市民の助け合いの精神をキーワードとし、共同募金を活性化させ、住民が参画する多様な地域活動へ配分を行います。 | ①共同募金委員会及び配分検討委員会を開催します。②広報・啓発活動のためのチラシの全戸配布及び社協情報紙、ホームページへの掲載を行います。③戸別募金・法人募金・イベント募金等による募金活動を実施します。④区・ボランティア団体等への配分事業を実施します。 | ①募金目標額達成のために広報・啓発活動を強化すると伴に各区の集金額の実績に応じ協力金として6％を各区に配分します。②地域で活動している団体等に対し共同募金を配分し地域福祉の推進を図ります。 |
| 日本赤十字社小諸市地区事務局 | 赤十字事業遂行のために、日本赤十字社が置く長野県支部の小諸市地区機関として、諸計画を実施するとともに、市地区における福祉増進のための事業を行います。 | ①日赤活動費募集活動を行います。②防災訓練への参加及び、講習会の周知を行います。③災害援護を行います。 | ①日赤長野県支部より示される活動資金目標額達成のために増強運動を推進すると伴に各区へ協力を依頼し、集金額の8%を各区に配分します。②自然災害等の被災者に対する援護品、見舞金の支給を行います。③小諸市防災訓練への参加及び救急法講習会の周知を行います。 |
| 団体事務局 | 各団体への活動支援として、事務局を担います。 | ①小諸市高齢者クラブ連合会事務局。②小諸市遺族会事務局。 | 各団体の円滑な運営及び予算の適正な管理を行います。 |
| 被災者支援 | 各種災害による被災者への支援を行います。 | ①市民と東日本大震災被災者との交流事業への支援を行います。②関係機関と連携して支援を行います。 | 各種の災害に対応し、必要とされる支援を速やかに行います。また、関係機関と連携し必要に応じ職員を派遣します。 |

　**１－２　社協会費事業**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事 業 名 | 事業の目的 | 事業の方法 | 事業の目標 |
| 社協会費 | 地域福祉推進のための社協の活動財源として、地域住民に理解していただき納入をお願いします。 | 1. ９月に区の協力を得て、全戸に対してチラシ・納付書を配布します。
2. 納付金額の20％を区へ還元します。
3. 法人等にはチラシと申込書を送付します。
4. 納付していただいた法人は、広報誌ささえーるやホームページに法人名を掲載します。
 | 社協会費を納入することで、会員として地域福祉について関心をもってもらい、社協活動を考えてもらえるように図ります。目標額　一般会費　７８０万円法人会費　　２０万円 |
| リフト車・福祉用具貸与事業 | 外出等に制限がある高齢者・障がい者等が社会参加できるよう福祉用具・車いす用リフト車を貸し出します。 | 1. 年度ごとに契約を更新し、リフト車を貸与します。
2. 受付簿を作成し、利用状況の確認を行います
 | 外出等に制限のある人がリフト車や車いすを使用して積極的に社会参加することで、その人らしい生活の実現を支援します。 |
| 福祉人材育成事業 | 将来の福祉人材を育成します。 | 1. 福祉系大学等の実習生を受け入れます。
2. 中学生等の職場体験の受け入れを行います。
 | ①大学等と連携し実習生を受け入れ、人材育成を支援します。②市内中学校が行う職場体験学習で生徒を受け入れ、福祉職場の体験を通じ福祉人材を育成します。 |
| 災害時等住民支え合いマップ | 災害時等を想定して各区の見守り体制を可視化し区内支援体制の強化を図ります。 | ①マップ更新時の地図等の材料の提供及び必要に応じ職員が出席します。②マップ作成及び更新の啓発を行います。 | ①年1回、各区の支え合い活動調査表により各区の更新状況を確認します。②各地区で行う会議等で、啓発活動を行います。③更新時及び学習会へ、必要に応じ職員が出席し助言します。④未制作区及び未更新区に対し、作成を促します。 |
| 広報活動 | 社協事業や地域の福祉活動等を紹介し、福祉の啓発を行います。 | ①情報誌「ささえーる」を発行します。②ホームページの更新を行います。③社協パンフレットの更新を行います。 | 1. 社協情報を年5回発行します。

②ホームページの更新を行います。③新施設開設に伴い社協の案内パンフレットを更新します。 |
| 防災ささえーる事業 | 市内で災害が発生した際に復旧活動等が円滑に行われるための準備を行います。 | ①災害ボランティアセンター立上訓練を行います。②災害ボランティアセンターの運営マニュアルの再検討を引き続き行います。③関係団体との連携を検討します。 | 1. 県社協で行われる研修会へ参加します。
2. 年1回、災害ボランティアセンター立上訓練を行います。
3. 市の防災訓練に参加します。
4. 研修で職員のスキルアップを図ると伴に、全員で運営マニュアルの再検討を進めます。
5. 災害時の職員行動マニュアルを再検討します。
 |
| 福祉推進委員会の設置、運営支援 | 各区に設置することで区内の支え合い活動の充実を図ります。 | 1. 設置している区に年間10,000円の補助金を交付します。
2. 運営に係る相談支援を行い、必要に応じ会議に職員が参加します。
 | 市内全区に福祉推進委員会が設置され、各区で支え合い活動が深化するよう支援します。 |
| 地域福祉活動計画の推進 | 2020年4月から市と新たに作成した第1次地域福祉計画・地域福祉活動計画に基づき、地域の支え合い活動を推進します。 | ①毎年の事業計画に反映し、目標達成に向けて活動します。②ホームページ等で計画を周知します。 | 市と共にPDCAサイクルにより進捗状況を把握します。 |
| 福祉学習 | 地域の集まりや小中学校等で障がいや病気をもっている方々の生活を知り、思いやりの心を育みます。 | ①市内小中学生を対象に体験学習等を実施します。②区や企業等を対象に福祉学習を実施します。 | 1. 市内小中学校及び各地域に福祉学習の実施を呼びかけます。
2. 実施時には、メニューに応じて、当事者や専門職を派遣します。
3. 福祉学習に必要な用具を貸

し出します。 |

　　　　**１－３　介護予防地域支援事業**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事 業 名 | 事業の目的 | 事業の方法 | 事業の目標 |
| 介護予防地域交流事業 | 高齢者の社会参加を促し、地域における自立した生きがいのある活動的な生活を促進するため、高齢者の身近な地域における交流の場が住民主体により開催されるように支援します。 | ①介護予防に関する基礎的な知識を普及するための講演会や研修会の地区開催を支援します。②介護予防のための地域活動の人材育成と活動を支援します。③地域活動促進のための介護予防地域交流事業に補助金を交付します。 | ①各地区で介護予防地域交流事業が定期的に開催されるように支援します。②開催数が少ない地区に対し、開催数の増加に向けて支援します。 |

**１－４　一般高齢者介護予防事業**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事 業 名 | 事業の目的 | 事業の方法 | 事業の目標 |
| 一般高齢者介護予防事業 | 身近な地域における介護予防教室等の実施を通じて、高齢者が要介護状態等となることの防止や虚弱な状態の軽減及び悪化の防止を図り、生活機能を維持するとともに人と人とのつながりを保つことにより生活の質を向上させます。 | ①介護予防教室の企画運営を行います。②介護予防の普及啓発を行います。③受講者及び参加者に対する相談・指導を行います。 | 1. 各区において月1回程度「健康達人区らぶ」を開催します。
2. 高齢者福祉センターにおいて週2回程度「糠塚サロン」を開催します。
3. 高齢者が集う場所を活用し、チラシ等で介護予防の必要性を啓発します。
4. 参加者の相談窓口となり助言指導を行うと伴に地域包括支援センターと連携し高齢者の生活の安定を図ります。
 |

**１－５　小口貸付事業**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事 業 名 | 事業の目的 | 事業の方法 | 事業の目標 |
| 小口資金貸付事業 | 緊急的かつ一時的に資金が必要と認められた者に貸付する事で生活支援・生活再建を図ります。 | 1. 生活困窮者自立支援事業や行政との連携を図り、生活課題を明らかにしていく中で生活支援・生活再建ができるよう必要な貸付を行います。
2. 緊急時には市と連携し

ながら一時的な貸付を行います。1. 償還時、必要な時には訪問し状況確認を行います。
 | 1. 相談支援から貸付を希望する背景に着目し他制度や他機関を優先できる場合には紹介していきます。
2. 償還指導による借受人世帯の生活再建の支援をします。
3. 償還業務を確実に行い、償還率の向上に努めます。
 |

　　　　**１－６　生活福祉資金貸付事業**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事 業 名 | 事業の目的 | 事業の方法 | 事業の目標 |
| 生活福祉貸付事業 | 長野県社会福祉協議会より、教育支援資金や低所得者、障がい・高齢世帯に資金貸付をすることで生活支援・生活再建を図ります。 | 1. 長野県社会福祉協議会

から委託を受け、県社協や生活困窮者自立支援事業との連携を図り、生活課題を明らかにしていく中で生活支援・生活再建ができるよう、必要な手続きを行います。1. 貸付後状況に応じ生活

相談をしていきます。1. 償還時、必要な時には訪問し状況確認を行います。
 | 1. 相談支援から貸付を希望する背景に着目し、他制度や他機関を優先利用できる場合には紹介していきます。
2. 償還指導による借受人世帯の生活再建の支援をします。
 |

**１－７　生活困窮者自立支援事業**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事 業 名 | 事業の目的 | 事業の方法 | 事業の目標 |
| 生活困窮者自立支援事業（まいさぽ小諸） | 1. 経済的に困窮し社会的孤立等様々な課題に対して状況に応じた支援を行い、自立の促進を図ります。
2. 生活保護に至る前の段階の自立支援を行います。
3. 新型コロナウイルス感染症の影響による一時的な資金の貸付等を行い、生活困窮している者に対しての支援を行います。
 | 1. 相談者の多様な問題に対して、寄り添い、一緒に考える姿勢で相談に応じます
2. 社協内外の関係機関のネットワークを活用し、相談者へ包括的に支援を行います。
3. 家計表を用いて家計状況を見えるようにしていきます。
4. 就労へ向け準備期間を含め、他機関と共につながるまで支援します。
 | 1. 就労に必要な準備を行うため、就労準備事業に取り組みます。
2. 社協内外の関係機関のネットワークを活用し相談者へ包括的に支援を行います。
3. 家計相談から家計を取り組むことにより生活再建を図ります。
 |

**１－８　ボランティアセンター運営事業**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事 業 名 | 事業の目的 | 事業の方法 | 事業の目標 |
| 小諸市市民活動・ボランティアサポートセンター運営事業 | 市民活動等を総合的に支援するとともに、その推進を図ることを目的として市民活動・ボランティアサポートセンターを運営します。 | ①市民活動等に関する情報の収集、提供及び発信を行います。②市民活動等に関する相談・コーディネートを行います。③センターの維持管理を行います。④新施設へ移転します。 | ①ボランティアコーディネーターを配置し、市民活動等を支援します。②市民活動を促進させるため、各種イベントを企画運営します。③センターの適切な管理運営を行います。④関係課と連携し新施設へ円滑に移転します。 |

**１－９　高齢者福祉センター運営事業**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事 業 名 | 事業の目的 | 事業の方法 | 事業の目標 |
| 小諸市高齢者福祉センター運営事業 | 高齢者に対する各種相談や健康の増進、教養の向上を進める当施設の管理運営を行い、高齢者が心身ともに健康で明るい生活が送れるようにします。 | ①施設の維持管理を行います。②高齢者に対する各種相談事業及び健康の増進、教養向上及びレクレーションに関する事業の企画運営を行います。③新施設へ移転します | ①施設に所長以下必要な職員を配置し適正な維持管理を行います。②各種相談に応じると伴に、教養講座等を開催します。③関係課と連携し新施設へ円滑に移転します。 |

**１－１０　生活支援体制整備事業**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事 業 名 | 事業の目的 | 事業の方法 | 事業の目標 |
| 生活支援体制整備事業 | 日常生活上の支援が必要な高齢者が、在宅生活を継続していくために必要となる多様な主体による、多様な生活支援等の提供体制を構築するため、ニーズと生活支援等サービスの調整機能を担い、支援体制の充実強化を図ります。 | ①生活支援コーディネーターを配置します。②生活支援体制整備推進会議を運営します。③連絡会議を開催します。 | 1. 第1層（市全域）及び第2層（市の各中学校区域）を単位と して生活支援コーディネーター を配置し、資源開発・ネットワークの構築・ニーズとサービスのマッチング等を行います。
2. 第2層において、関係者間の情報共有及び連携・協働による生活支援等サービスの開発を推進するため、生活支援体制整備推進会議を運営します。
 |

**1－１１　ファミリーサポートセンター運営事業**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事 業 名 | 事業の目的 | 事業の方法 | 事業の目標 |
| ファミリーサポートセンター運営事業 | 市内において育児に関する相互援助活動を行うことにより仕事と育児を両立できる環境を整備します。 | ①会員数の増加に向け周知を図るとともに、定期的に説明会等を開催します。②相互援助活動の調整・把握を行います。③相互援助に必要な知識を付与する講習会を開催します。④会員同士の交流を深め、情報交換の場を提供します。⑤新施設へ移転します。 | ①広報誌やチラシ等を活用し引き続き周知を行います。②アドバイザーを配置し提供会員と依頼会員の調整を行います。③提供会員に対し必要となる講習会を開催します。④交流の場として交流会の開催を企画運営します。⑤関係課と連携し新施設へ円滑に移転します。 |

**２　共同募金配分金事業**

〇事業の目標

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事 業 名 | 事業の目標 | 事業の目的 | 事業の目標 |
| ２－１　高齢者福祉事業 | 誰もが住みなれた地域で安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進するために、地域を良くしていこうとする地区・ボランティア団体・市民活動団体を応援するため、共同募金を配分します。 | 1. ひとり暮らし高齢者交流事業を開催します。
2. 各団体に活動費を配分します。
 | 1. ひとり暮らしの高齢者を対象に年に1回交流会を開催します。
2. ボランティア団体等に活動費を配分します。
 |
| ２－２　障がい児・者福祉事業 | ①ふれあいまつりを開催します。②障がい者希望の旅を開催します。③各団体に活動費を配分します | ①障がい者の交流の場として12月にふれあいまつりを開催します。②障がい者の外出の機会を確保するため希望の旅を開催します。1. ボランティア団体等に活動費を配分します。
 |
| ２－３　児童・青少年福祉事業 |  | ①各団体に活動費を配分します。 | 1. ボランティア団体等に活動費を配分します。
 |
| ２－４　住民全般福祉事業 | 1. 社会福祉大会を開催します。
2. 緊急援護事業を行います。
3. 緊急食糧等提供支援を行います。
4. 情報紙を発行します。
5. 各団体に活動費を配分します。
 | 1. 地域共生社会の実現のため10月に社会福祉大会を開催します。
2. 社協情報誌「ささえーる」を年5回発行します。
3. 市内各区等に活動費を配分します。
 |

**３　介護保険事業**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事 業 名 | 事業の目的 | 事業の方法 | 事業の目標 |
| 指定居宅介護支援事業（小諸市社協ホームヘルパーステーション） | 介護保険認定者を対象に、地域でその人らしい自立した生活が続けられるように居宅サービス計画を作成し、支援します。 | 1. その人の状態やニーズを把握し、多職種連携を行い、居宅サービス計画に反映し、その人らしい自立した生活が継続できるように支援します。
2. 他事業所と連携を行い

障がい福祉サービスから介護保険へスムーズな移行ができるように支援します。 | 包括ケアの視点に立ち、幅広い視野で計画、作成を行えるように努めます。 |

**4 　障がい福祉サービス事業**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事 業 名 | 事業の目的 | 事業の方法 | 事業の目標 |
| ４-１　指定居宅介護(重度訪問介護)事業 | 地域で生活をする障がい児・者の方々に居宅介護サービスを提供し、自立した日常生活が継続できるように支援します。 | ①サービス等利用計画に基づき、利用者の在宅での自立生活が継続できるよう居宅介護計画の作成をします。②ヘルパー等の訪問により、身体介護、生活援助を行い、日常生活が継続できるよう支援を行います。 | 1. 居宅介護事業：月利用平均12名を目標とします。
2. 重度訪問介護事業：月利用平均１名を目標とします。
3. 利用者の意思の尊重を行い、地域との関わりを大切にし、他職種連携を行い、地域での自立した生活の継続ができるよう支援します。
4. 質の高いサービス提供ができるよう職員研修の充実を図ります。
 |
| ４-１　総合事業(訪問型サービスＡ) | 利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援します。 | 1. 利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法により、生活援助（調理・清掃等）のサービスの提供に努めます。
2. 市町村、介護予防支援事業者等及び、保健医療サービスを提供する者との連携を図ります。
 | 1. 総合事業：月利用平均7名を目標とします。
2. 「小諸市訪問型サービスＡの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱」を遵守し、事業を実施します。
 |
| ４-２　指定一般相談支援事業（小諸市社協ホワイトぽてと） | 長期入院した障がい者が、地域での生活が送れるよう、サービス利用等の計画を作成し支援します。 | ①利用者が地域での生活が円滑に送れるように質の高いプランを作成します。②地域や、関係機関との連携を図りスムーズに地域移行できるよう計画,作成します。 | 包括ケアの視点に立ち、幅広い視野で計画、作成を行えるように努めます。 |
| ４-２　指定障がい児支援相談支援事業（小諸市社協ホワイトぽてと） | 地域で暮らす18歳未満の児童が安定した生活が送れるよう、計画を作成し継続支援します。 | 1. 障がい児が安定した生活が送れるように、生活訓練や機能訓練等のニーズに基づいたプランを作成します。
2. 他職種、関係者と連携を

図り、障がい児を取り巻く環境において、社会資源等活用する事により、生活のしにくさの改善を図ります。 | 1. 包括ケアの視点に立ち、幅広い視野で計画、作成を行えるように努めます。
2. 月平均30件を目標とします。

（指定障がい児8件・指定特定相談支援22件含む） |
| ４-２　指定特定相談支援事業（小諸市社協ホワイトぽてと） | 対象者18歳以上で自立した社会生活が継続できるよう、計画を作成し継続支援します。 | 1. 障がい者が自立した生活が送れるように、就労に向けた訓練施設や生活習慣を身につける為の通所に通う事や、また自立に向けた家事動作ができるようにヘルパー訪問等のプランを作成します。
2. 他職種、関係者と連携を

図り、障がい者を取り巻く環境において、社会資源等を活用する事により、生活のしにくさの改善を図ります。 |
| ４-３　指定同行・行動援護事業 | 1. 同行援護：（視覚障がい者）外出時において、利用者に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに移動の援護その他の便宜を適切かつ効果的に行います。
2. 行動援護：障がい者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護、その他行動する際に必要な援助を行います。
 | 1. 有資格者が外出時に同行し、移動等に必要な支援を行います。
2. サービス等利用計画に基づき、利用者の在宅での自立生活が継続できるよう同行・行動援護計画の作成をします。
3. 地域との結びつきを重視し、市町村、保健医療、他障がい福祉サービス事業者との連携を図ります。
 | 1. 同行援護事業

月利用平均2名を目標とします。1. 行動援護事業

1日利用平均3名を目標とします。1. 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めます。
 |
| ４-４　指定障害児通所支援事業　多機能型　(社協アスパラキッズ) | 1. 児童発達支援

障がい児が日常生活における基本動作を習得し、集団生活に適応することができるよう、適切かつ効果的な指導及び訓練を行います。1. 放課後等デイサービス

障がい児が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、社会との交流を図ることができるよう、適切かつ効果的な指導及び訓練を行います。 | 1. 一人ひとりの状態に即した放課後等デイサービス計画・児童発達支援計画（＝個別支援計画）に沿って発達支援を行います。
2. 地域社会への参加・包容を推進するため、子育て支援機関、学校、地域との連携を図りながら支援を行います。
3. 子供のニーズに応じて

「発達支援（本人支援及び移行支援）」「家族支援」を総合的に提供します。 | 1. 子ども本人の最善の利益を考慮し、人権に配慮した支援を行います。
2. 児童発達支援：サービスの利用を要望する方へ適確な支援を行います。
3. 放課後等デイ

1日利用平均8名を目標とします。研修会に参加し、加算取得を目指します。家族支援・地域支援を行います。特定事業所加算を取得します。 |

**５　地域包括支援センター運営事業**

**５－１地域包括支援センター運営事業**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事 業 名 | 事業の目的 | 事業の方法 | 事業の目標 |
|
| 総合相談業務 | 高齢者の生活に関する総合相談窓口として機能するとともに、課題解決に関わるネットワーク構築に努めることで、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できることを目的とします。 | 1. 市役所高齢福祉課等々と連携して総合相談窓口としての情報発信に努めます。
2. 個別ケースを通して関係機関との連携を図るとともに、組織間連携の強化に向けて定期的な情報共有の機会の創出に努めます。
 | 1. 高齢者の生活に関する相談窓口であることの周知に努めます。
2. 複合的な課題の解決に向けて、医療・保健・福祉・権利擁護関連機関等多機関とのネットワーク構築に努めます。
 |
| 権利擁護業務 | 高齢者虐待の防止、成年後見制度の活用、消費者被害防止等、高齢者の権利利益の保護に努めるとともに、行政、権利擁護関連機関等とのネットワーク構築に努めることで、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できることを目的とします。 | 1. 市役所高齢福祉課等々と連携し、高齢者虐待防止に関する啓発活動を行います。また、虐待発生事案に関しては早期解消に向けた支援を行います。
2. 個別ケースを通して関係機関との連携を図るとともに、組織間連携の強化に向けて定期的な情報共有の機会の創出に努めます。
 | 1. 高齢者虐待の早期発見に向けたネットワーク構築と啓発活動に努めます。行政と連携し高齢者虐待の早期解消に向けた個別支援を行います。
2. 判断能力の低下した方の権利が守られるよう、成年後見制度等の活用を図り関係機関との連携に努めます。
3. 消費者被害防止に向けて、消費生活センターや警察との連携に努めます。
 |
| 包括的・継続的ケアマネジメント | ①高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域の関係機関、医療機関、行政機関等の連携において多職種協働にてネットワーク構築を行い、切れ目のない包括的・継続的ケアマネジメント支援を行います。②高齢者や家族が抱える様々な問題の解決に向けて地域の関係機関・医療機関との連携を図り課題解決への支援や後方支援を行います。 | ①各種会議や個別ケース等のやり取りを通して、ケアマネジャーや介護保険施設と相互理解を深め、包括的・継続的マネジメントが行われるよう支援していきます。②行政と協働しながらケアプラン点検事業を実施し、適正なケアプラン作成についてケアマネジャーと一緒に考え支援していきます。③個々の相談にのると同時に介護支援専門員連絡会学習会や事例検討会等を通して、自己研鑽につながる学習会を開催します。④個人情報保護に努めながら、必要な情報連携を行います。 | ①委託ケースを含む個々の相談を受け、ケアマネジャーが相談できる　場であることを周知し３職種❶が専門性を活かし連携した支援を行います。②ケアマネジメントに関わる情報連携体制の整備を進めます。③地域包括ケアを見据えた議題提供を行い、共通意識を高め、課題解決に取り組みます。 |
| 介護予防マネジメント | 高齢者が要介護状態になることをできる限り防ぐことを目的とします。 | 一般介護予防事業の企画、運営に参画します。 | 地域課題を把握し一般介護予防事業への助言提言をしていきます。 |
| 認知症に関する取り組み | 関係機関との連携、地域の支えあい等の推進や相談機能の充実を図り、認知症になっても本人や家族が地域で安心して生活できるように支援を行います | 1. 行政等と協力し、認知症サポーター❸の養成、キャラバンメイト❹活動への支援を行います。
2. 行政等と協力し、認知症ケアパス❺の普及と啓発活動をします。

③ 認知症初期集中支援チームと連携し、高齢者やその家族に寄り添いながら支援を行います。 | 1. 認知症サポーターの養成、キャラバンメイト活動への支援をはかり、住民に対して認知症の正しい理解をすすめます。
2. 認知症ケアパスの普及と啓発をはかり、認知症になっても、本人、家族が地域で安心して生活できるように支援します。
3. 認知症高齢者やその家族に関する相談、支援、見守り支援体制及びネットワーク構築を関係機関と連携し、行います。

④ 認知症高齢者やその家族の困り ごとや不安について個別支援を心掛け、その人らしい生活を送ることができるように支援します。 |
| 地域包括ケアシステムの深化・推進のための活動・取り組み | 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう行政、介護、保健、医療等の関係機関や、民生・児童委員や自治会、ボランティア等の地域住民と連携した地域包括ケア体制の構築を推進します。 | 1. 高齢者の困りごとを関係者で共有し、地域ケア個別会議を実施し、解決に向けた取り組みを行います。
2. 介護と医療の連携推進会議や各種会議等のやり取りを通して連携や共通理解を深めます。
3. 生活支援体制整備推進会議❻等に参加し、情報共有を図ります。
4. 在宅サービス調整会議、事例検討会等を通した、ケアの質の向上と福祉課題への取り組みを行います。
5. 小諸市介護保険事業者等連絡会、介護支援専門員連絡会、主任介護支援専門員会等の機会を活用して、地域課題解決とネットワーク機能の強化を図ります。
 | ①高齢化がさらに加速する中で在宅医療や看取りの問題について個々のケースの後方支援や課題抽出を行います。②生活支援コーディネーター❼と連携し生活支援体制整備を進めます。1. 地域共生型社会の実現に向け、地域包括支援センターの機能強化及び関係機関との連携を進めます。
 |

❶ 地域包括支援センターは、保健師(または地域ケアの知識と経験を持つ看護師)、社会福祉士、主任介護支援専門員(主任ケアマネジャー)の専門職を各１名配置することとされて

おり、これらの専門職が共同で業務にあたることになっている。

 ❷ ①要介護認定の適正化②ケアマネジメントの適正化、サービス提供体制及び介護報酬請求の適正化を促す事業のこと。

 ❸ 認知症についての正しい理解と知識を持ち、地域の認知症患者やその家族をサポートする人のこと。

❹ 認知症サポーター養成講座の講師役を担う人材のこと。

❺ 認知症を発症した時から、生活をするうえでいろいろな支障が出てくる中で、その進行状況に合わせて、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受けることができるのかを

　　標準的に示すもの。

❻ 単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者が増加する中、医療・介護のサービス提供だけではなく、地域住民に身近な存在である市町村が中心となって、生活支援サービスを

担うような様々な事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化と高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていくために生活支援コーディネーターを配置し

協議体を設置するとしている。小諸市では平成30年度より小諸市社会福祉協議会に生活支援コーディネーターを配置し、また協議体を**「小諸市生活支援整備推進会議」**という

名称で設置している。

❼ 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）は、高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していく事を目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供

体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者のこと。

**５－２　介護給付事業**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 介護予防マネジメント | 1. 利用者の選択に基づき、介護予防事業を含む様々な適切なサービスが包括的かつ効率的に実施されるよう必要な支援を行っていきます。
2. 要介護状態になることをできるだけ防ぎ改善・維持をめざし、重度化防止の視点を持った支援を行っていきます。
3. 利用者が可能な限りその居宅において自立した生活を営むことができるように利用者の力を引き出す支援を行っていきます。
 | 1. 基本チェックリスト❶の結果、本人・家族の面接を踏まえ、運動及び移動、日常生活、社会参加、健康管理の各領域での課題分析を行います。
2. 対象者がどのような生活を送りたいのかを、生活改善を主体に本人と協働し、ケアプランを作成していきます。
3. 実施されている事業及びサービスの状況把握を行い、事業所と情報共有及び連携を行っていきます。
4. 定期的に本人・家族と面談

を行い、対象者の心身の状況などを再把握し、ケアプラン等の見直しを行います。 | 1. 利用者の意欲を引出し、自分ができることをできる限り自分で行うための支援を行い、それによって、利用者の生活機能の維持向上が図れるよう支援をしていきます。
2. 一人ひとりの異なる目標や意欲を高める興味関心ごと探しや、そのための保険給付以外の各種の社会資源の活用ができるようにしていきます。
3. 必要な社会資源を活用し、医療・介護関係者及び各専門職と連携・情報共有

を図りながら、利用者一人ひとりが、望む地域で、その人らしい生活が送れるよう支援していきます。 |

❶基本チェックリストとは、各自治体が行う介護予防事業について、近い将来、要支援・要介護状態となるおそれがある高齢者（65歳以上）を早期発見し、早期に対応することにより状態を改善し、要支援・要介護状態となることを遅らせる取り組みで、厚生労働省が作成したもの。